

諮問第1号

退職手当支給制限処分に関する審査請求について

退職手当支給制限処分について次のとおり審査請求があったので、地方自治法第206条第4項の規定により諮問する。

平成28年2月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 審査請求書

別紙不服申立書のとおり

2 処分庁の弁明の趣旨等

(1) 処分庁

福岡市教育委員会

(2) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(3) 理由

懲戒免職処分を受けた者に対しては、退職手当の全部を支給しないことが制度の原則であり、本件における具体的な事情を考慮しても、例外的に一部を支給する必要は認められなかったものであるから、本件退職手当支給制限処分は適法かつ妥当なものである。

別紙

不服申立書

平成27年6月24日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

福岡市中央区

不服申立人

福岡市博多区博多駅東二丁目2番2号

不服申立人代理人弁護士 市川 俊 司 ㊟

同 弁護士 田 中 隆 一 ㊟

1 不服申立てに係る処分

福岡市教育委員会（処分庁）の平成27年5月28日付けの不服申立人に対する退職手当支給制限処分（不支給処分）

2 不服申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成27年5月28日

3 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に福岡市長に対してすることが出来る。」との教示があった。

4 不服申立ての趣旨

福岡市教育委員会が平成27年5月28日付けで申立人に対してした退職手当支給制限処分を取り消すとの裁決を求める。

5 不服申立ての理由

(1) 当事者

申立人は、平成17年4月、福岡市の教員として採用され、本件処分がされた平成27年5月まで福岡市の中学校教員（担当理科）として勤務してきた。

(2) 事実の概要

申立人は、平成27年4月19日（日曜日）午前、部活の顧問をしている勤務先の

中学校のラグビーの練習を指導した。その後、申立人は、午後から他校のラグビー部顧問をしている友人の教員及び他校生徒の保護者で中学ラグビーを通じて親交のある知人男性と3人で糸島半島の海岸に潮干狩りに行った。同日夕方、申立人らは、福岡市内に戻ってきた。その後、申立人は、同日午後5時過ぎから上記教員とともに上記知人が経営する居酒屋（福岡市中央区大名）に行き、ビール中ジョッキ1杯半と焼酎約3.5合を飲んだ。

申立人は、午後9時前頃、飲酒を終えて上記教員及び上記知人とともに近くの焼肉屋で食事をした。その際、申立人は、疲れもあって眠気を強く感じて眠ったので、ほとんど食べたり飲んだりしなかった。

申立人らは、午後10時頃、焼肉店を出て別れた。申立人は、まだ眠気が残っていたので近くの駐車場に停めていた自分の車に戻って運転席で仮眠した。

申立人は、翌20日（月曜日）午前3時30分頃、携帯電話のメールの音で目を覚ました。そして、申立人は、車から出て自販機で水を買って飲むなどしてしばらく時間を過ごしたところ、眠気はなくなり酔ってもいない状況だった。そこで、申立人は、午前4時20分頃、自分の車を運転して上記駐車場を出て福岡市東区■■■■の自宅に向かうため出発した。申立人は、午前4時30分頃、国体道路を東進して中央区天神の警固神社前にさしかかったところ、自車の尾灯の球が切れていたことから警察官に呼び止められた。申立人は、その場でアルコール検査を受けたところ、呼気1リットル当たり0.32ミリグラムのアルコールが検出され、その場で酒気帯び運転で逮捕された。

それにより、申立人は、平成27年5月28日に、地方公務員法第29条第1項に基づき懲戒免職処分を受けた。また、申立人は、同日、福岡県職員の退職手当に関する条例第12条第1項の規定に基づき退職手当支給制限処分も受けた。

(3) 懲戒免職処分の違法無効

ア 地方公務員法第29条第1項は、地方公務員について同項第1号ないし第3号の非違行為があった場合、懲戒権者は戒告、減給、停職または免職の懲戒処分を行うことができる旨を規定している。しかし、他方で地方公務員法第27条第1項は、すべての職員の懲戒について「公正でなければならない」として公正原則を定めている。また、地方公務員法第13条は、すべての国民は、この法律の適用について、平等に取り扱わなければならないとして平等原則を定めている。

また、最高裁判所は、公務員の懲戒処分に関し、非違行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、非違行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する懲戒処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分をすべきかを、その裁量により決定することができるとしている（最高裁昭和52年12月20日判決等）。

これらによれば、公務員の懲戒処分に関しては、懲戒権者に自由裁量があるのではなく、当該懲戒処分が社会通念上著しく妥当性を欠いて苛酷であったり著しく不平等であるなどして、裁量権を逸脱して濫用したと認められる場合、公正原則、平等原則に抵触して違法となる。

福岡市教育委員会は、職員の酒気帯び運転に関する懲戒処分の指針として「酒酔い運転又は酒気帯び運転をした職員は免職とする。ただし、この場合において特段の事情があるときは停職とする。」と定めている。

以上により、上記懲戒処分の効力については、上記法律及び最高裁判例の枠組みに基づき、福岡市教育委員会の上記指針における「特段の事情」も踏まえて検討することとなる。

イ そこで、上記枠組みに従って検討する。

(ア) まず、申立人の日頃の勤務ぶりは、真面目であり意欲的なものだった。申立人は、就職以来、処分を受けたことは一度もないのはもとより、教育研究に熱心であり、平成19年頃には現場の教育実践をまとめた論文を福岡市教育センターに提出して同センターから表彰を受けている。

(イ) 申立人は、学生時代からラグーマンであり、教員として赴任後も中学校のラグビー部の顧問として精力的に指導してきた。その甲斐あって、申立人の勤務先の■■■■中学校ラグビー部は県大会で優勝するほどの実績をあげている。そして、本件前日は日曜日であったが、申立人は午前中から他の中学校とのラグビーの合同練習に向いて生徒たちを指導した。

(ウ) 申立人は、心身ともに健康で元気であり、また、アルコールに依存するような傾向もなかった。申立人は、過去に飲酒で不祥事を起こしたことはなく、酒気帯び運転をしたこともない。

- (エ) 本件飲酒の原因及び動機については、申立人は、休日に友人らとすごして夕方から飲酒したものである。申立人は、当日も酒気帯び運転をすることは毛頭考えておらず、最後は代行運転で帰宅しようと思っていた。申立人は、従来においても車で出かけて外で飲酒したときは代行運転を利用することが幾度もあった。
- (オ) 申立人は、当日午前4時20分頃に本件運転を開始する際も、車の中で約6時間も熟睡したあとであり、自分で体調を確認して飲酒の影響がないと判断して運転を開始したものである。
- (カ) 本件酒気帯び運転の性質、態様については、申立人は酩酊して運転したのではない。申立人は、飲酒の終了から約6時間以上を経て運転したものであり、その前は車で約6時間の熟睡をしたあとに運転した。申立人は、運転開始当時、格別先を急いでいたわけではなかった。申立人は、自分が運転するのに支障があると判断すれば、その段階で代行運転を呼ぶこともできたし、その気持ちを持っていた。申立人は、目を覚ましてからしばらく同所で時間を過ごし、水を飲むなどして体調を確認し、車で帰宅するのに支障はないと判断して運転を開始したものである。
- (キ) 本件運転の結果、影響については、申立人は本件運転で交通事故を起こしておらず、人や車等に被害を与えることもなかった。また、申立人は、その場から逃げるなどの行為も一切していない。
- (ク) なお、福岡市教育委員会は、申立人の釈放後、申立人から事情聴取をしたが、本件懲戒処分を決定するにあたり、申立人に弁解の機会を与えていない。
- ウ 以上の諸事情を総合的に考慮すると、本件酒気帯び運転に対し、直ちに懲戒免職処分をもって望むことは、職員の法令遵守及び規律保持等の必要性を考慮しても、懲戒免職処分による不利益の苛酷さと比較した場合の権衡の観点からすると、懲戒免職処分を相当とするだけの具体的事由があったとは到底言えず、本件処分は重きに失するものであり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠き裁量権を逸脱し、濫用したものであるから違法無効である。
- エ 退職手当についても、上記懲戒免職処分により申立人に対し、退職手当の全部を支給しないとすることは、申立人に処分歴がないことやこれまでの勤務成績、勤務態度、本件行為による被害の実情とその社会的影響、各自治体の処分基準等を総合考

慮すると、著しく妥当性を欠き裁量権を濫用しており違法無効である。

(4) むすび

よって、申立人は、福岡市教育委員会が平成27年5月28日付けで申立人に対してした退職手当支給制限処分（不支給処分）につき取消しを求める。

〔添付資料〕

略